

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 30 年 9 月 20 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 55 分

休 憩 午前 10 時 46 分～午前 10 時 52 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、
6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、 8 番 幸前 信雄、
9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、
13 番 北川 広人、 15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー（議長）鈴木 勝彦、（副議長）柳沢 英希

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

報道機関 1 名、市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、
福祉部長、健康推進 G L、
文化スポーツ G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 審査事項

- (1) 議案第 62 号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- (2) 議案第 63 号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について

2 報告及び連絡事項

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る 9 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案 2 件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりた

いと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

(1) 議案第 62 号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（7） この条例は、来年の4月1日から施行ということですが、まずもって、この地域交流施設の出入り口と建設に伴う児童センターや、それと現校舎を壊すときの安全面ですが、そういったことを少しお聞きしたいのと。

この交流施設を使うための出入り口をどのように考えているのか、そこら辺のことをお聞きしたいです。工事中の。

答（学校経営） 今度、校舎の解体に入っていくわけですがけれども、工事エリアは柵を設けまして、エリアを特定して、安全面に十分配慮するということと。

出入口につきましては、エントランスホールの完成が平成32年9月から供用開始ということになりますので、それまでは、仮の出入口を設置しまして、そこから出入りをさせていただくということになってございます。

問（7） 仮の出入口を設けるといふことなんですけれども、そこら辺のことを工事期間中の出入り口、それと、小学生等の安全な出入り口、どういったことを考えておみえになるのか、そこら辺を一度、あとでよろしいので、図面かなんかで記入をさせていただいて、配付していただきたいと思っておりますけれども。

答（学校経営） 後日、セキュリティ面につきまして、詳しい資料を提示させていただきます。

委員長 ほかに。

問（12） 地域交流施設を、要するに公民館をこの学校の中につくるといふときに、建設計画のころから、一般の市民が誰が入ってくるかわからないという面で、施設をどういうふうにといふか、区分けをどのようにされるのかという話がずっと出ていたんですが、なかなかはっきりしたお答えなしにきているんですが、そういう面では、どのように考えてみえるのでしょうか。

答（学校経営） セキュリティ面の話になるかと思っておりますけれども、基本的に今、建設途中ですけれども、完成しますとエントランスホールの管理室が全教室、全施設へのアクセスの拠点になりまして、不審者がいないかどうかは、そこでまず第一次的に監視します。二次的には、市民が利用する学校の各諸室に監視カメラを設置しておりますので、そこで利用状況を管理すると。小学校の稼働時は、複合施設と小学校との間の

扉の施錠及び電動シャッターを閉鎖することで、きっちり区分けをして、安全性を保っていきたいと考えております。

問（12） 何か監視カメラで全体を見るというお話ですが、実際に監視カメラだけで大丈夫なのかどうかということと。

それから、ちょっと心配があるんですが、その点と集会室、1・2・3とありますが、少しずつ金額が違って、広さも違うということになっているんですが、これは、何で同じにしなかったのか。何で、少しずつ違うようになっているのか、そのあたりもお聞かせください。

答（学校経営） 先ほど答弁いたしましたように、監視カメラだけではなくて、さまざま手法を用いて子供の安全性を保っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

答（教育長） 学校側は、当然、子供たちにとって安全で安心する場所であることは当たり前ですが、そもそも、学校のそういった複合施設を利用される方は、地域の方が大勢いらっしゃると思いますし、市民の方が中心になると思いますが、そもそも、そういう方々が子供たちに危害を加えるということは、まず想定もしていませんし、万が一、そういった悪意のある方は、今の学校では防ぎようがないといってしまうたら言い過ぎかもしれませんが、リスクは、どこにでもあります。

ですが、こういった地域の方が来てくださることによって、最終的には、子供たちは、地域の方々から守られるんじゃないかなというふうに思っています。

先進的な、そういった地域の施設と学校施設が、行き来できるような取り組みをしているところに聞いてみましても、最初はきちっとシャッターとかで遮断しておったけれども、結局はそれをやめて、開けっ放しで十分に安全が確保できるという、そういった事例を数多く聞いています。高浜もぜひそうなってほしいし、そうなるものだというふうに、私は信じております。

答（文化スポーツ） 部屋の料金についての御質問でございますけれども、面積がそれぞれ違うということで、その面積に応じての設定とさせ

ていただいております。

問（12） その、面積を変えてあるっていうのは、何か理由があって変えてあるのか。面積が違うから使用料が違うのはわかるんですが、面積が少しずつ変えてあるのは、何か理由があるのかということをお聞きしているんです。

委員長 答弁を求めます。

答（総務部） 集会室につきましては、要求水準の中で3部屋設けるということを定めております。うち、2部屋についてはパーティションで開放ができて、1つの部屋で使えることというものでございます。要求水準に基づいた提案があって、実際に設計する中で、このような面積になったものと考えております。

委員長 ほかに。

問（7） 先ほどの施設の大きさなんですが、大体、人数的に何人ぐらい、1部屋ずつの収容人数を少し教えていただきたい。

答（文化スポーツ） まず、集会室1が26名。集会室2が40名。集会室3が30名で、和室は24名から30名程度というふうになっております。椅子の数に応じて、今の人数を申し上げたわけなんですけどどれも、集会室については、机等もございます。場合によっては、机とかをどければ、椅子だけにすればもう少し人数が入ることは可能かと考えております。

委員長 ほかに。

問（1） 1点、教えてください。地域交流施設の集会室と和室なんですけれども、こちらというのは、学校の生徒さんも使うという想定はされているのでしょうか。

答（学校経営） 基本的に、使う想定はしておりません。

意（1） その辺の想定は、今後あれだと思いうんですけれども、先ほど教育長が言われたように、この複合化というのが、地域と学校との複合、施設だけではなくて人との交流というのが大きな目的だと思いますので、今後、学校施設が進んでいく中で、そういったところで、地域の方々の交流もしていただければと思います。意見です。

答（総務部） 先ほどの12番委員の集会室の面積について補足をさせていただきます。要求水準では、中会議室は100㎡以上、これが2部屋、2室として利用できるということでございますので、集会室2と3で100㎡、小会議室は50㎡以上とすることとしておりますので、集会室1は51㎡。要求水準に基づいた設計となっております。

委員長 ほかに。

問（6） 私も1点、ちょっとお聞かせください。

このところは今、議案の説明会の資料を見ておるんですけども、利用方法は、利用を希望する3カ月前から1週間前までに、高浜市公共施設利用許可申請書を提出。それから、運営方法は直営で、業務委託方式になっておるんですけども、これはどこに申請するわけでしょうか。この図面を見てみるというと、この中に管理人室みたいなものはありませんけれども、どのように管理をされるのか。

答（文化スポーツ） まず、利用方法等につきましては、これは規則で制定するものでございますので、条例が可決されたあとに、また具体的な定めをしてみたいと思います。

申込場所ということですが、議案説明会の資料で、図面のほうをつけさせていただいているんですが、ちょっと図面の都合上、切れておりますけれども、大体、事務管理室の場所としましては、図書室と書いてあるところの左上あたりのスペースのところ、丁度、事務管理室のスペースになります。こちらのほうで、供用開始後は申込みをしていくという予定をしております。

委員長 ほかに。

問（8） 利用料金ということで、ちょっと聞きたいんですけども、この料金の設定の根拠というのは、現状のベースでつくられているのでしょうか。

答（文化スポーツ） 今後、使用料の見直しということを進めてまいりわけなんです、その新しい方針に基づいて、運営の費用を積み上げて、それをベースにして今回積算をさせていただきます。

問（８） アクションプランの中で、施設の利用料金の見直しということをやっていますよね。そこで見直してという話が、あとでまた出てくると思うんですけども、そうなったときに、ここでまた、この料金を見直すという理解でいいんですか。

答（文化スポーツ） まずは、まだ供用開始が始まっていませんので、運営に係る実績ということは、まだわかりませんが、今、使用料で想定させていただいているのは、あくまでも運営に係る見込みの費用ということで出させていただいております。

使用料の見直しが、確か４年に１回ということになっておったかと思えますので、その時点で、一度費用のほうを、もう一度計算をして、必要であれば見直す可能性はあるというふうに考えております。

問（８） アクションプランで見直すということをやっていて、ここで一旦決めて、そこでまた考え方がまとまったらそこで変えて、そういうストーリーになると思うんですけども、混乱を避けるためには、一旦決めて、１年もたたないうちにまた変えますなんてことをすると混乱するんで、全体を見て、作業を進めていただきたいんですけども。

公共施設総合管理計画、これ、つくられていますよね。どこでどういうことが発生するというのはわかっているはずなんで、その中で市民の方にわかりやすいように、どういうふうに進めるかというのを考えるのも仕事だと思うんですけども、その辺はどう考えてみえるんですか。

答（文化スポーツ） 使用料の設定に関しましては、新しい考え方に基づいて試算をさせていただいております。ただ、先ほども申し上げたように、運営の実績のところはまだ見えてないので、場合によっては見直すことがあるというふうに考えておりますが、大きな額の変更になることはないだろうというふうに想定をしております。

答（総務部） 使用料の見直しにつきましては、見直す中で大きく金額が変わるようなもの、高くなるようなものは、激変緩和の措置も講じていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（7） この使用料の中で、一体利用が可能というのは、2と3の部屋だけなのか、1・2・3とも一体で借りて、例えば、100名ほどが入れることができるのか、そこら辺のことは。

答（文化スポーツ） 集会室2と3の壁がパーテーションになっておりますので、そこを外すと1部屋になるということで、1と2の間の壁は、これは壁になっておりますので、ここはちょっと別の部屋になるということでございます。ただ、申込みをしていただいて、1・2・3全ての部屋を使うということは可能でございます。

委員長 ほかに。

問（15） 今回、小学校に公民館の機能を移転するということで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この高浜市の地域交流施設イコール公民館とこれ、捉えていいのか。まず、その点をお願いいたします。

答（文化スポーツ） この地域交流施設は、第3条の施設の構成、それから第4条の事業というところに、それぞれ機能等を書かせていただいておりますけれども、公民館の機能だけではなくて、介護予防拠点の機能、あるいは将来的には、平成32年9月から体育センター機能なども入ってきますので、イコール公民館機能ということではなくて、さまざまな要素を持った施設ということで御理解をいただければと思います。

問（15） ということは、この地域交流施設が公民館プラスさまざまなことができる。それで、この前いただいた資料のA3の説明の中に、平成31年度より、高浜公民館の名称で行うという、こういった一文があるんです。この前いただきました説明資料の中に、わかりますか。

それと、今回、また市民から愛称を募集する予定であると書いてあります。今後は、だから高浜公民館という名前を使わないのか。ここにも書いてありますけれども、高浜公民館の活動を行うと書いてありますけれども、高浜公民館という名前は、これは使わないのか、ということをやちょっと1点。

答（文化スポーツ） 議案の説明会の資料で、高浜公民館の名称で活動を行うということで、建物の名称としては地域交流施設ということなん

ですけれども、ここを核にして、現在、大山公民館を拠点に行っている公民館活動を、今後、地域交流施設を核にして行うということで、活動の名称として高浜公民館という名前を使っていこうという考えでございます。

愛称については、地域交流施設の呼びやすい名前ということで、地域交流施設ということが、名前が堅苦しいという部分もありますので、市民の皆さんが呼びやすい名前ということを募集してまいりたいと考えております。

問（15） あと1点だけ、ちょっとお願いします。

これもやっぱり資料の中に地域交流施設の和室の隣に2部屋ありますけれども、2つの仕切りがありますけれども、これは何ですか。

答（文化スポーツ） 倉庫と給湯室でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定
について

委員長 質疑を行います。

問（8） この条例ですけれども、大山公民館を大山会館として残すと書かれているんですけれども、公共施設総合管理計画、ことしの3月にいただいた資料の中で、平成34年度には譲渡・解体というふうに書かれているんですけれども、当分の間というふうに説明されていますよね。これ一体、当分の間というのは、いつまでのことを指しているんですか。

答（文化スポーツ） 現在、春日町と譲渡に向けての協議を行っております。

ますけれども、協議に当たって、譲渡を受けていただけるか、いただけないのか、そういった方向性のところを来年度中には出していただけないかということで、今考えておりますので、この当分の間というのは、1年から2年程度ということで考えております。

問（8）　　ということは、これ、書かれている、その長期のこの資料、新たな施設ができるということですよ。要は、大山公民館という名称がなくなるかもしれないですけども、大山会館っていう形で新たな施設ができて、そこを維持するところが費用を出すのかわかんないですけども、これも、市側が負担するんであれば、長期の財政見通しまで全部影響するんですよ。

　　もっと言うと、こういう形で残すということは、当初説明を受けていたときは、高浜小学校に公民館機能に移転して、大山公民館については、市の管理から外すという説明を伺っているんですよ。この前例をつくられると、吉浜、高取、今、既に残っている公民館、こちらもそういう計画で変わるんですか。

答（総務部）　吉浜公民館、高取公民館につきましては、今後、小学校の建てかえ、大規模改修に合わせて複合化を検討していくこととしております。

　　今回のように、学校の中に複合化できるのか、複合化せずに現行の公民館として活用していくのか、これは今後、検討を進めていくことになります。

　　今回の大山公民館につきましては、施設の総量圧縮を図るために、解体・譲渡または返還ということで凡例がつけてございますけれども、市の管理から離れば、市の総量圧縮になりますので、そういった方向で進めているところでございます。

　　譲渡するにしましても相手方があることですので、相手方と慎重に進めていく必要がありますので、当分の間という表現にさせていただいております。

問（8）　　ということは、こういう理解でいいんですね。平成34年度ま

でに市の管理から外れる。要は、形として残ろうがどうしても、市からの維持管理費だとか、そういう持ち出しはなくなるという理解でいいんですね。

答（総務部） 私どもといたしましても、そのようになるべく、お話をしたり、そういった計画で進めているところでございます。

問（８） ということは、この計画自体はどういう意味なんですか。これ、そういう方向で進めるといふ決意を持って進めていただいているんじゃないんですか。でないと、言っていることを私たちが承認してきたと、これ、裏切る行為じゃないんですか。

要は、小学校の中に公民館機能をつくって、大山公民館については市の管理から外すという説明をずっとされてきて、それも、平成34年度までに決着をつけるという資料になっているじゃないですか。それを受けて、高浜小学校の建設に賛成しているわけですよ。

あとになって、実は、そうはなりませんでしたということをおっしゃっているわけですよ。ならんかもしれないということをおっしゃっているわけですよ。だから、そこのところはっきりさせていただかないと、これ議案に対して賛成するって言われても、何を信じて賛成していいかわからないじゃないですか。その辺のところだけ、きちんとしておいてほしいんですけれども。

答（副市長） 基本的には、市の管理から全て外すということをスタンスで、今、協議をしております。

ただ1点、申し上げておきたいのは、町内会等が管理をしていく上で、数十万円程度の費用的なところで、少し乖離があるということもお聞きをしております。

そこは、最後は町内会との協議になるんだろうということで、目標としては、市の管理はゼロでいきたいというふうには考えております。

問（８） いや、目標じゃなくって、やるというふうに言ったんでしよう。目標じゃなくて、そういうふうにしていただかないと、前提が全部崩れるわけですよ。ただ、絵に描いた餅をつくっているわけじゃないで

すよね。

私どもは、この資料を見て、これに沿ってやられているから、賛成してきているんですよ。それが崩れるということは、どういう意味か御理解いただけていますか。

答（総務部） まず大前提といたしまして、公共施設の総合管理計画がございます。その中では、今後も維持していく施設と、複合化や機能移転により、総量圧縮を図る施設、このすみ分けを行っております。

そのすみ分けにつきまして、推進プランがございます。推進プランということですので、総合管理計画に書いてあるものを、プランとしてスケジュール的に落としたものが公共施設の推進プランということになります。

私どもとしても、総合管理計画だけでは具体的な時期というものがわかりませんので、総合管理計画だけではなくて、公共施設の推進プランをもって、このスケジュールに沿って、目標を持って進めているところでございます。

委員長 ほかに。

問（8） いいんですけれども、当分の間だとか、曖昧な表現がいっぱい入ってくるわけですよ。これ、いつまでなの。いくら負担がかかるの。肝心なところが、書かれていないんですよ。

これに賛成してくれということは、あのとき賛成したでしょうと、こちらが言われても困るんですよ。言っている意味がわかりますか。当分の間、いつまでに少なくとも報告いただける、これをまず1点、教えていただきたい。

それが、どういう形で存続するということも、もう一度御報告いただかないと、このままずるずるとやられたら、こちらは全然ノータッチになってきちゃうんですよ。これ、条例で決まりましたからって言われても困るんで。肝心の、押さえられるところを押さえていただきたいんで。要はいつまでに、これ、当分の間はいいです、この条例中の。いつ、少なくとも、平成34年度の終わりには、一度報告をさせていただくという

ことを言っていたきたいのと。

あと、そのあとどうなるっていうことをその場で報告いただかないと、わからないじゃないですか、これ。どう決着したか、読めんわけでしょ。

答（市長） 幸前委員のおっしゃることは、もっともな部分もありますが、我々は管理計画を進めていく中で、その都度議会にお諮りをしております。

管理計画全体というのは、1日だとか1カ月だとか1年だとかの単位で区切って、厳密に行うというのは非常に難しいところがあります。

それはなぜかと申し上げますと、それを受けていただくのが、会社ではないからです。住民の方たちにそれを受けていただく、その段取り上、やはり町内会であっても、毎年、町内会長さんというのは変わりますし、町内会の組織としても、少し準備がいるということで、もう既に何年も前からお話をしておりますが、それはなかなか、しっかりと結論を出していただくまでに時間がかかっていることはあるということで、我々は、あくまでも34年には手を放したいということをお話しして、全体の計画も皆さんに御了解をいただいております。

だから、それである以上、我々の目標は、そこに置いていることは間違いありません。ただし、そこで若干の猶予が出る可能性もありますよということも既に申し上げておりますし、なおかつ、その都度こうやって条例も出して、皆さんのほうにお諮りをしてやっておりますので、ここで否決をされれば、それは認められないということになります。あやふやであるということが、今、申し上げているように、平成34年までというふうに我々は目標を持っていますということ。

また、その都度、今お話がありました。進捗については申し上げていきますという中で、御理解をいただいて、この条例をお認めいただければというのが、私どもの気持ちであります。決して先延ばしをしようとか、もう1回、大山公民館を我々が運営しようということは考えておりませんので、その点だけは御理解いただきたいと思います。

問（8） ですから、34年度の終わりに、計画が変わったんなら変わっ

たということをきちんと報告してほしいということを言っているだけなんで、そういう理解でいいんですよ。

今ここで、計画はそのとおり行くかどうかなんて、これはわからないですし、そういう努力をされているのもわかるし。そここのところをきちんと説明するタイミングを、このタイミングできちんとやってくださいということをお願いしているだけなんで、そういう理解をいただければいいかと思います。

答（総務部） 公共施設の推進プランにつきましては、毎年、1年に1度、議会にも御説明をさせていただいております。したがって、スケジュールに異動があれば、毎年の御説明の中で、御報告をさせていただくことといたしております。

委員長 ほかに。

問（7） 1点、確認をさせていただきたいと思いますが、仮に町内会が例えば受けた場合、あの地区は、高浜でかなり、一番高いところにあります。多分、今でも津波等の避難施設になっておるというふうに考えておりますけれども、そういった場合、仮に町内会のほうがきちんと整備をしてもらいたいということが、今後出てくるか、この1・2年で。

先ほど、数十万円とか、そういった副市長のお話があったんですけども、例えば、町内会の受ける条件として、そういった避難場所だとか、そういったことを考えてみえると、例えば耐震だとかそういったことで、一旦、お金を使うのか、そこら辺のことも考えておみえになるのか、そこら辺を少しお聞きしたいです。

答（文化スポーツ） まだ、譲渡を受けていただけるのかどうか、課題を整理されているところでございますので、まだはっきりしたことは申し上げられないんですけども、今言った避難場所という課題、それから建物の安全性といった問題というのは、課題として認識しておりますので、もし、協議が前に進んだときに、必要があればということになれば、そういったことは考えてまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 今、議案第 63 号の話が出ているんですが、大山公民館を要するに、どこが運営していくのか。譲渡先を地域と協議中というお話ができましたが、そういう、どこが運営していくのか。譲渡先がまだ決まっていなくても、こういうふうに条例を制定していくことができるのかどうか、その点をまず、お示してください。

答（文化スポーツ） 先ほど申しあげましたように、春日町の町内会と今、協議をしているわけなんですけれども、来年の 4 月からの大山会館という、この条例を制定するというので、当面は市の管理として運営をしていくということになりますので、こちらのほうは、業務委託という形で運営をしていこうというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 先ほども出ましたが、1 年から 2 年、大山会館として存置するというお話なんですけど、要するに、大山公民館、大山会館をここで公民館としてなくすというか、減らしてしまうということになりますと、あと、高浜市内で、数がまた限られてくるわけですが、どこの地域でも、公民館があるわけではありませんが、各それぞれの地域に公民館というのがあったんですが、それが、そういうみんなが集まる場所、全体でも利用していますけれども、集まる場所がなくなってしまうということになると、なくなってしまうわけですが、ほかの地域も、要するに複合化の関係でなくすというような話が先ほど出ましたが、その点、生涯学習施設、公民館として今後、残していく考えなのか。それとも、もう先々はなくしていく考えなのか、その点をお示してください。

答（文化スポーツ） 私どもは、公共施設総合管理計画に基づいて、今進めているわけなんですけれども、今の大山公民館については、高浜小学校の複合化施設のほうに機能を移転するというので、公民館という名称はなくなりますけれども、活動の場所のほうは確保していくということでございます。

委員長 ほかに。

問（13） この議案ですけれども、先ほどからさまざまな質疑に対して答弁を伺っておるわけですが、市長のお気持ちというのは、しっかりされておるのかなという気がございます。

その上で、あえてお聞きしますけれども、今、春日町の町内会さんとお話をさせていただくとという答弁、何度もありますけれども、例えば民間に譲渡するとか、買い上げてもらうとか、景観的には非常にいい場所ですよ。例えば、レストランとか喫茶店だとか、これは、可能性はゼロじゃないと思うんですよ。そういったところも行政としては視野に入れて、今後、その先ほど8番委員が言われたように、ここまでの期限、要は計画書の期限において進めていく覚悟があるのであれば、そういったことも当然視野に入れているんじゃないかなという気もするんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

答（副市長） 私ども、大山公民館を今後どうしていくかという選択肢の中で、あそこの土地は、実は神社用地をお借りをしておるというものがありまして、市の土地ではないということがあります。

一応、市民の皆様の声をお聞きすると、やはり、町内会館としては少し大きいかなというところがありますけれども、やはり避難所等のことも考えると、その近くに町内会館的なものがあつたほうがいいというお声は聞いております。

ということなので、まず、第一義的には、そういう形で残すということで選択肢をしておりますが、今、北川委員がおっしゃられた、市の土地ではないので、そこが仮に取り壊すということであれば、その土地の活用というのは、仮に小さな部屋をつくっていただいて、地域の方に使っていただくようなことも考えていただきながら、民間のところでは整備をいただくという方策は十分あるというふうにも考えております。

意（13） 神社と、それから町内会、それから町内に限らず、やっぱり大山緑地はウォーキングだとか、さまざまな方々が訪れる場所であると思います。

そういった意味でいうと、会館を残す、残さんという話ではなくて、やはり、粛々と計画を進めていくと。その中でさまざまな選択肢を行政側からも提案を出していただくことによって、やっぱり地域の方々のお気持ちというものに寄り添っていけるんじゃないかなという気がしますので、今までにないことを高浜市としてはやっているわけですから。

また、これがモデル事業の一つというところ、これが、高小ができることだけがモデル事業ではなくて、圧縮する部分もモデルに入っているというふうに思いますので、ぜひとも、そのところはしっかりと進めていただきたいということを言わせていただきます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 63 号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は、終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第 62 号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第 63 号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

2 報告及び連絡事項

委員長 本日、報告及び連絡事項はありません。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

4 その他

委員長 初めに、私から1点お願いいたします。

次回の公共施設あり方検討特別委員会の日程については、決まり次第連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さんのほうで何かあればお願いします。

意(6) 今、勤労青少年ホームが、まだ入札や何かがいつになるか決まっておられませんけれども、今現在は、あそこのところは、基礎の杭も終わって、それで、地中張りだとか何かやって、土がほとんど全部出て

いますけれども、私は一度、前からそのところをぜひ見させていただきたいと言っても、なかなか担当課に言っても、了解が得られませんので、ぜひ、この特別委員会で現場のほうの視察ができるように、1回、御審議をいただきたいと思います。

委員長 ただいま、6番委員からそういう意見がありましたけれども、この件について、ほかに意見のある方。

意（13） 青少年ホームの跡地というのは、今、民間が、結局、工事を進めておるわけじゃないですか。自分たちがここで高浜市から土地を借りてやっていくということ。

そこに対して視察というのは、僕はちょっと無理があるんじゃないかなど。要は、行政が契約上、さまざまな協議を、協定をして進めていることではありますけれども、工事自体は、民間がやられている工事じゃないですか。

これを見学するというのは、議員の権限でやれるものではない。議会の権限でやれるものでないというふうに思いますけれども、ちょっと、その辺が私の見解ですけれども。

意（6） 今、北川委員が言われましたけれども、確かに工事はコパンがやるわけですけれども、そこから出てきたガラの処分については、まだ入札が終わっていませんけれども、そのところに、今現在、ガラが出とるわけじゃないですか。

それを今から入札かけて、処分するわけでしょう。現在、もうほとんど出ているわけじゃないですか。まだ、あれから出てくるんですか。その辺のところをちょっと1回、余分なあれになっちゃうかもしれませんけれども。それだもんで、そのところで。

委員長 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 52 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど6番委員からの意見がありました。これを委員会として取り上げるかどうか、採決を行います。

お諮りいたします。取り上げることに、賛成の委員の挙手を求めます。挙手少数であります。

取り上げなくてもよいということの、反対の方の挙手を求めます。挙手多数であります。

ですので、今回、委員会としては、ただいまの6番委員の意見は、取り上げないということに決定いたしました。

ほかに、皆さんのほうで、その他意見等があれば。

意見なし

委員長 ないようですので。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時55分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会副委員長